

平成29年12月27日

豊山町長 服部 正樹 様

豊山町国民健康保険運営協議会
会長 水野 晃

豊山町国民健康保険税の改正について（答申）

平成29年12月27日付けの29豊保第1744号で諮問のありました事項について、内容を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 資産割の廃止については、廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止することが適当である。
- 2 平等割については、国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から平成32年度までは、平成29年度の税率を維持することが適当である。
- 3 応能応益の割合については、概ね「55：45」になるように努めること。
- 4 国保税率の改定については、法定外繰入金は国保被保険者以外の町民との負担の公平の観点から解消に導いていく必要がある一方、資産割廃止に伴う国保被保険者の急激な負担増を鑑みて、現在の賦課総額を平成30年度から平成32年度までは4%の増額に改定し、平成33年度から平成34年度までは5%の増額に改定することが適当である。